

広島県保育士修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十四号

広島県保育士修学資金貸付規則を廃止する規則

広島県保育士修学資金貸付規則（昭和三十八年広島県規則第六十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。